

写

令和5年8月4日

広島労働局長

釜石 英雄 殿

広島地方最低賃金審議会

会長 岡田 行正

広島県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年7月3日付け広労発基 0703 第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、目安額を参考に、賃金上昇率、消費者物価指数等を基に、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

審議において、消費者物価指数及びエネルギー価格の高騰により賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくないことが再確認された。こうした状況の中、本年度の広島県最低賃金の改正が、県内の中小企業・小規模事業者に与える影響は例年よりも大きく、最低賃金引上げの環境整備を図ることが必要であるとの共通認識の下、次の事項について、積極的に取り組むことを強く要望する。

- 1 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備については、政府に対し、業務改善助成金、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上の支援はもとより、賃上げ税制や補助金、その他賃上げ優遇等各種支援策において、事業者が活用しやすくなるような諸手続きの見直しや制度の拡充を図ること。
- 2 各種支援策の周知について、関係行政機関及び各種事業団体が有機的な連携を図り、一層の周知の徹底に努めること。
- 3 官公庁の発注する業務について、発注時において、最低賃金の改正を見越した公正な対応を図るよう指導すること。
- 4 価格転嫁対策について、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコスト上昇分の適切な転嫁に向け

た取組を強化すること。

- 5 最低賃金引上げにより、短時間労働者がいわゆる「年収の壁」による労働時間の調整を行うこと等による人手不足の発生、年収の伸びが少なくなる等の問題もあることから「年収の壁」対策としての制度の見直し、賃上げなどに取り組む事業者への支援の施策を講ずること。

別紙

広島県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
広島県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金
1時間 970円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和5年10月1日